平成 24 年 11 月 26 日

各　　位

会 社 名　　株式会社丸千代山岡家
代表者名　　代表取締役社長　山岡　正
（ＪＡＳＤＡＱ・コード３３９９）
問合せ先　　取締役管理本部長　成田　弘之
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　029-896-5800

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 26 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式１株を 100 株の割合をもって分割するとともに、100 株を１単位とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年１月 31 日（木曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式を、１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

平成 25 年１月 31 日（木曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 24 年 11 月 26 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

①株式分割前の発行済株式総数	8,230 株
②今回の分割により増加する株式数	814,770 株
③株式分割後の発行済株式総数	823,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	3,292,000 株

（３）分割の日程

基準日設定公告	平成 25 年１月 15 日（火曜日）
基　準　日	平成 25 年１月 31 日（木曜日）
効力発生日	平成 25 年２月１日　（金曜日）

（４）資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（５） 新株予約権行使価格の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価格を平成 25 年２月１日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
第２回新株予約権 （平成 21 年４月 24 日定時株主総会決議）	107,000 円	1,070 円

３．単元株制度の採用

（１） 新設する単元株式の数

上記「２．株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年２月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２） 新設の日程

効力発生日　　平成 25 年２月１日（金曜日）

※平成 25 年１月 29 日（火曜日）をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は１株から 100 株に変更されることとなります。

４．定款の一部変更

（１） 変更の理由

上記「２．株式分割の概要」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年２月１日をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第６条を新設いたします。

③現行定款第６条以下の条数を各１条繰り下げいたします。

（２） 定款の変更

定款の変更内容は下記のとおりであります（下線部分が変更箇所となります）。

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、32,920 株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、3,292,000 株とする。
（新設）	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第６条～第 44 条　（条文省略）	第７条～第 45 条　（現行どおり）

＜ご参考＞

今回の株式分割は平成 25 年２月１日（金曜日）を効力発生日としておりますので、平成 25 年１月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以　上